

広域基盤整備計画調査  
大井川地域広域基盤整備計画書作成その2業務

## 特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲)	
第1-1条	<p>広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成その2業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
(目 的) 第1-2条	<p>本業務は、大井川地域広域基盤整備計画書の作成を行うことを目的とする。</p>
(場 所) 第1-3条	<p>本業務において対象とする施設の場所は、島田市他7市1町で、別添位置図に示すとおりである。なお、大井川用水地区(島田市他7市1町)及び牧之原地区(島田市他4市)である。</p>
(履行確実性表の 達成状況の確認)	
第1-4条	<p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令(以下、「予決算」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。</p> <p>なお、業務完了検査時まで提出されない場合には、以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</li> <li>② 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合</li> <li>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</li> <li>④ 業務成果品のミス、不備 等</li> </ol>
(一般事項)	
第1-5条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</li> <li>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</li> <li>(3) 作業実施のための現地立会等は、共通仕様書第1-16条によるが、土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</li> <li>(4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</li> </ol>

項 目	内 容														
(管理技術者) 第1-6条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="422 320 1430 638"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木 農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>業務に該当する部門</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木		博士	業務に該当する部門	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	農業土木														
博士	業務に該当する部門														
(担当技術者) 第1-7条	<p>担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>														
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画に位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>														
(保険加入) 第1-9条	<p>受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。</p> <p>また、監督職員からの請求があった場合は保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>														
第2章 作業条件 (作業条件) 第2-1条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>														
(設計条件) 第2-2条	<p>対象地区は、大井川用水地区及び牧之原地区とし、両土地改良事業により造成された以下施設を対象とする。</p>														

項 目	内 容
	<p><b>【大井川用水地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口取水工 1 式</li> <li>・栃山頭首工 1 式</li> <li>・菊川頭首工 1 式</li> <li>・大井川幹線水路 L = 3, 463m</li> <li>・大井川左岸幹線水路 L = 2, 752m</li> <li>・赤松幹線水路 L = 2, 783m</li> <li>・向谷幹線水路 L = 8, 125m</li> <li>・志太榛幹線水路 L = 804m</li> <li>・志太幹線水路 L = 7, 939m</li> <li>・榛原幹線水路 L = 7, 636m</li> <li>・小笠幹線水路 L = 7, 585m</li> <li>・菊川幹線水路 L = 5, 712m</li> <li>・菊川右岸幹線水路 L = 14, 433m</li> <li>・菊川左岸幹線水路 L = 14, 795m</li> <li>・掛川幹線水路 L = 10, 991m</li> <li>・調整池 5 カ所</li> <li>・伊太発電所 1 式</li> <li>・水管理施設 1 式</li> </ul> <p><b>【牧之原地区】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川口取水工 1 式</li> <li>・牧之原揚水機場 1 式</li> <li>・導水路 L = 6, 414m</li> <li>・送水路 L = 762m</li> <li>・中央幹線水路 L = 32, 989m</li> <li>・掛川幹線水路 L = 8, 531m</li> <li>・阪本幹線水路 L = 10, 317m</li> <li>・榛原幹線水路 L = 10, 782m</li> <li>・菊川幹線水路 L = 5, 793m</li> <li>・相良幹線水路 L = 7, 995m</li> <li>・新谷幹線水路 L = 1, 705m</li> <li>・掛川支線水路 L = 912m</li> <li>・中央 1 号支線水路 L = 669m</li> <li>・中央 2 号支線水路 L = 2, 892m</li> <li>・中央 3 号支線水路 L = 126m</li> <li>・中央 4 号支線水路 L = 32m</li> <li>・中央 5 号支線水路 L = 55m</li> <li>・中央 6 号支線水路 L = 928m</li> <li>・中央 7 号支線水路 L = 1, 030m</li> <li>・中央 8 号支線水路 L = 36m</li> <li>・阪本支線水路 L = 1, 144m</li> <li>・相良支線水路 L = 412m</li> <li>・ファームポンド 10 カ所</li> <li>・水管理施設 1 式</li> </ul>

項 目	内 容																																		
(貸与資料等) 第2-3条	<p>貸与資料は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="518 293 1337 1771"> <thead> <tr> <th data-bbox="518 293 1203 331">貸与資料</th> <th data-bbox="1203 293 1337 331">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="518 331 1203 412">食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成 17 年 3 月)</td> <td data-bbox="1203 331 1337 412">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 412 1203 528">平成 21、23、24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その 1～3 業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 412 1337 528">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 528 1203 680">平成 30 年度～令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その 2～11 業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 528 1337 680">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 680 1203 797">平成 19～21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その 1～9 業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 680 1337 797">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 797 1203 878">平成 22 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務</td> <td data-bbox="1203 797 1337 878">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 878 1203 958">平成 26 年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務</td> <td data-bbox="1203 878 1337 958">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 958 1203 1061">令和 4～5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメ ント推進事業 牧之原地区機能診断その 1～2 業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 958 1337 1061">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1061 1203 1142">令和元年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画作成業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 1061 1337 1142">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1142 1203 1223">令和 2 年度 広域基盤整備計画調査 牧之原地区更新整備計画修正業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 1142 1337 1223">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1223 1203 1303">令和 5 年度 広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 1223 1337 1303">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1303 1203 1384">令和 5 年度 事後評価調査 大井川用水地区経済効果算定業務 報告書</td> <td data-bbox="1203 1303 1337 1384">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1384 1203 1464">国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成 11 年度) 及び変更計画書 (平成 21 年度)</td> <td data-bbox="1203 1384 1337 1464">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1464 1203 1545">国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53 年度) 及び変更計画書 (平成 2 年度)</td> <td data-bbox="1203 1464 1337 1545">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1545 1203 1626">国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成 23 年度)</td> <td data-bbox="1203 1545 1337 1626">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1626 1203 1706">国営施設応急対策事業 天竜川下流地区 環境配慮基本方針 (案)</td> <td data-bbox="1203 1626 1337 1706">1 式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="518 1706 1203 1771">国営造成土地改良施設整備事業 「牧之原地区」環境配慮対策の概要</td> <td data-bbox="1203 1706 1337 1771">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	貸与資料	数量	食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成 17 年 3 月)	1 式	平成 21、23、24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その 1～3 業務 報告書	1 式	平成 30 年度～令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その 2～11 業務 報告書	1 式	平成 19～21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その 1～9 業務 報告書	1 式	平成 22 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務	1 式	平成 26 年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務	1 式	令和 4～5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメ ント推進事業 牧之原地区機能診断その 1～2 業務 報告書	1 式	令和元年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画作成業務 報告書	1 式	令和 2 年度 広域基盤整備計画調査 牧之原地区更新整備計画修正業務 報告書	1 式	令和 5 年度 広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成業務 報告書	1 式	令和 5 年度 事後評価調査 大井川用水地区経済効果算定業務 報告書	1 式	国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成 11 年度) 及び変更計画書 (平成 21 年度)	1 式	国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53 年度) 及び変更計画書 (平成 2 年度)	1 式	国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成 23 年度)	1 式	国営施設応急対策事業 天竜川下流地区 環境配慮基本方針 (案)	1 式	国営造成土地改良施設整備事業 「牧之原地区」環境配慮対策の概要	1 式
貸与資料	数量																																		
食料供給広域基盤確立対策 広域基盤整備計画書 広域水系型 大井川地域 (平成 17 年 3 月)	1 式																																		
平成 21、23、24 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 大井川地区その 1～3 業務 報告書	1 式																																		
平成 30 年度～令和 5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 大井川用水地区機能診断業務及び大井川用水地区機能 診断その 2～11 業務 報告書	1 式																																		
平成 19～21 年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 牧之原地区その 1～9 業務 報告書	1 式																																		
平成 22 年度 国営造成施設緊急整備対策調査 牧之原地区施設機能調査業務	1 式																																		
平成 26 年度 牧之原国営造成土地改良施設整備事業 牧之原揚水機場ポンプ設備機能診断業務	1 式																																		
令和 4～5 年度 国営造成水利施設ストックマネジメ ント推進事業 牧之原地区機能診断その 1～2 業務 報告書	1 式																																		
令和元年度 広域基盤整備計画調査 更新整備計画作成業務 報告書	1 式																																		
令和 2 年度 広域基盤整備計画調査 牧之原地区更新整備計画修正業務 報告書	1 式																																		
令和 5 年度 広域基盤整備計画調査 大井川地域広域基盤整備計画書作成業務 報告書	1 式																																		
令和 5 年度 事後評価調査 大井川用水地区経済効果算定業務 報告書	1 式																																		
国営大井川用土地改良事業計画書 (農業用排水) (平成 11 年度) 及び変更計画書 (平成 21 年度)	1 式																																		
国営牧之原土地改良事業計画書 (農業用排水) (昭和 53 年度) 及び変更計画書 (平成 2 年度)	1 式																																		
国営牧之原土地改良事業計画書 (国営造成土地改良施 設整備) (平成 23 年度)	1 式																																		
国営施設応急対策事業 天竜川下流地区 環境配慮基本方針 (案)	1 式																																		
国営造成土地改良施設整備事業 「牧之原地区」環境配慮対策の概要	1 式																																		
(貸与資料の取扱 い) 第2-4条	<p>第2-3条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</li> <li>(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</li> <li>(3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはなら</li> </ol>																																		

項 目	内 容																														
<p>(関連業務) 第2-5条</p> <p>第3章 設計作業 内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(作業の留意点) 第3-2条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>ない。</p> <p>(4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 貸与資料により得られる情報のうち、個人を特定できる一切の情報について遵守するものとし、「複製」「外部への持ち出し」「改変」等の行為をしてはならない。</p> <p>(6) その他、資料の貸与が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>本業務に関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="475 622 1353 779"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>業務名</th> <th>業務実施期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その3業務 (仮称)</td> <td>R6.8~R7.3 (予定)</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙1「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="475 1081 1353 1485"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 資料の検討</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 計画策定の基本方針</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 地域の現状分析</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 計画説明資料の作成</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 牧之原地区環境・景観配慮基本方針(案)の作成</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7. 点検取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>作業の実施に際し留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 報告書作成において、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業の実施にあたっては、広域基盤整備計画調査実施要領に則り進めなければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手段階(対面)</p> <p>第2回 中間打合せ(計画策定の基本方針検討および地域の現状分析実施段階)(Web)</p>	番号	業務名	業務実施期間	1	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その3業務 (仮称)	R6.8~R7.3 (予定)	作業項目	数量	備考	1. 資料の検討	1式		2. 計画策定の基本方針	1式		3. 地域の現状分析	1式		4. 計画説明資料の作成	1式		5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会	1式		6. 牧之原地区環境・景観配慮基本方針(案)の作成	1式		7. 点検取りまとめ	1式	
番号	業務名	業務実施期間																													
1	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 牧之原地区機能診断その3業務 (仮称)	R6.8~R7.3 (予定)																													
作業項目	数量	備考																													
1. 資料の検討	1式																														
2. 計画策定の基本方針	1式																														
3. 地域の現状分析	1式																														
4. 計画説明資料の作成	1式																														
5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会	1式																														
6. 牧之原地区環境・景観配慮基本方針(案)の作成	1式																														
7. 点検取りまとめ	1式																														

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項)</p>	<p>第3回 中間打合せ (計画策定の基本方針決定および地域の現状分析取りまとめ、牧之原地区環境・景観配慮基本方針(案)の検討段階)(Web)</p> <p>第4回 中間打合せ (計画説明資料の作成段階および大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会資料作成、牧之原地区環境・景観配慮基本方針(案)の作成段階)(Web)</p> <p>最終回 成果とりまとめ段階(対面)</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>また、第2、3、4回中間打合せはWebを考えている。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>本業務は電子納品対象業務とする。</p> <p>(1) 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成果物の電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)正/副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-RもしくはDVD-R)により別途1部を提出するものとする。</li> <li>2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</li> </ol> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所</p> <p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第5-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(6) その他重要な変更が生じた場合。</li> </ol>

項 目	内 容
第7-1条	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	数量
1. 資料の検討	業務の実施にあたり、必要な資料の収集及び貸与資料の内容を把握する。	1 式
2. 計画策定の基本方針	広域基盤整備計画策定に当たっての基本的な考え方をまとめる。 広域基盤整備計画書 0. 計画策定の基本方針（様式0）	1 式
3. 地域の現状分析		
3-1. 地区概要調査	本地域の現況把握のため、静岡県や関係市町に関する統計資料及び振興計画等の基礎資料を収集し、下記様式に整理する。  広域基盤整備計画書 1. 計画策定区域の概要（様式1） （1）国営県営事業地区の状況（様式1-1）	1 式
3-2. 地積及び整備率調査	農地の利用状況を調査し、下記様式に整理する。  広域基盤整備計画書【資料編】 1. 計画策定区域の概要 （1）国営県営事業地区の状況 ・受益面積調書（様式1-1-1） ・面整備等関連事業調書総括表（様式1-1-2） ・面整備等関連事業調書（様式1-1-3）	1 式
3-3. 水利用状況調査	取水実績、水利用の状況を整理し、下記様式に整理する。  広域基盤整備計画書 1. 計画策定区域の概要 （2）水利用状況（様式1-2） 広域基盤整備計画書【資料編】 1. 計画策定区域の概要 （2）水利用状況 ・取水実績（様式1-2-1）（過去10か年） ・取水実績地区別個表（様式1-2-2）	1 式

作業項目	作業内容	数量
3-4. 施設管理状況と問題点	<p>土地改良区からの聞き取り等を踏まえて、施設管理状況と問題点を整理し、施設別維持管理費（地区別年度別調書）等について、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書  1. 計画策定区域の概要  (3) 施設管理状況と問題点（様式1-3）</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】  1. 計画策定区域の概要  (3) 施設管理状況と問題点  ・施設別維持管理費（地区別年度別調書）  （様式1-3-1、様式1-3-2）（直近5か年）  ・維持管理の問題点調書（地区別）（様式1-3-3）</p>	1 式
3-5. 食料供給能力調査	<p>本地域における食糧安定供給に寄与する役割等について把握する。また、地域農業の核となる担い手等について、状況を把握するとともに地域農業の将来発展構想について検討し、下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書  1. 計画策定区域の概要  (4) 食料供給能力（様式1-4、様式1-5）</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】  (4) 食料供給能力  ・農業振興計画（様式1-4-1～1-4-17）  ・事業実施地区の状況（様式1-4-18～1-4-20）  ・広域基盤が生産安定と食料の安定供給に寄与する役割（様式1-4-21～1-4-32）</p>	1 式
4. 計画説明資料の作成	<p>大井川地域説明用の計画概要資料をパワーポイントにより作成する。  令和5・6年度の業務内容を反映するものとする。  作成資料内容：①計画概要（地域）。②地区概要（地区毎）、③地区の経緯（地区毎）、④施設の果たしてきた役割（地区毎）、⑤食料供給・社会貢献上の重要性（地区毎）</p>	1 式

作業項目	作業内容	数量
5. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会		
5-1. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会の運営補助	<p>大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会の運営補助を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開催時期及び回数 幹事会（大井川用水地区・牧之原地区：18 機関）：年1回2月頃を予定</li> <li>2. 日程調整・開催案内・資料送付 日程調整は12月頃を予定（開催時期のおおむね2か月前から日程調整を行うものとする）。幹事会員と日程調整を行い、幹事会の開催日を決定する。また開催案内の連絡、出席者の確認、資料送付等を行う。</li> <li>3. 会場の設営・準備 会場の設営・準備を行う。 なお、会場は発注者で調整する。</li> <li>4. 資料の作成等 幹事会に必要な資料を作成し、用意する。（議事次第、出席者名簿、幹事会資料等）</li> <li>5. 議事録の作成 幹事会の議事録を作成する。</li> </ol>	1 式
5-2. 大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会の実施状況	<p>大井川地域広域基盤確立推進協議会第3回幹事会終了後、実施状況を下記様式に整理する。</p> <p>広域基盤整備計画書 7. 広域基盤確立推進協議会の実施状況（様式7） 広域基盤整備計画書【資料編】 7. 広域基盤確立推進協議会の実施状況 ・広域基盤確立推進協議会の実施状況（様式7-1-1）</p>	1 式
6. 牧之原地区環境・景観配慮基本方針（案）の作成		
6-1. 地域環境の概況の整理	<p>貸与資料（天竜川下流地区 環境配慮基本方針（案）、「牧之原地区」環境配慮対策の概要）及び令和5年度業務において策定した牧之原地区の「環境・景観の現状」を踏まえるとともに、本地区の環境関係資料を収集し、本地区に関連する希少な動植物や景観、歴史、文化財等の地域環境の概況について整理する。</p>	1 式
6-2. 事業によって想定される影響等の整理	<p>牧之原地区で想定される施設更新整備構想を踏まえ、事業によって想定される周辺環境への影響等について整理するとともに、配慮すべき地域の環境要素に係る環境調査の項目・方法等の環境調査方針について整理する。</p>	1 式
6-3. 環境・景観配慮基本方針（案）の作成	<p>「6-1. 地域環境の概況の整理」、「6-2. 事業によって想定される影響等の整理」の結果を踏まえ、牧之原地区における環境・景観配慮の基本方針や配慮すべき地域の環境要素に対する環境配慮対策を整理し、牧之原地区の「環境・景観配慮基本方針（案）」を作成する。</p>	1 式

作業項目	作業内容	数量
6-4. 広域基盤整備計画書への反映	<p>6-3. で作成した「環境・景観配慮基本方針（案）」の成果を令和5年度に作成した広域基盤整備計画書に反映する。</p> <p>広域基盤整備計画書</p> <p>6. 環境・景観配慮基本方針（様式6）</p> <p>（1）環境・景観配慮の現状</p> <p>（2）環境・景観配慮基本方針</p> <p>広域基盤整備計画書【資料編】</p> <p>6. 環境・景観配慮基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境・景観の現況（様式6-1-1）</li> <li>・環境・景観配慮基本方針（様式6-2-1）</li> </ul>	1 式
7. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式